

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年11月21日

多摩市議会議員 岩崎 みなこ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 「子どもが体罰、虐待のない社会に育つ」を実現するために

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年11月21日	No. 7
	午前2時5分	

項目別質問内容

福井大学子どもこのころの発達研究センター発達支援研究部門友田明美教授は著書や講演、番組などで次のように言っています。

生まれたときはわずか300gしかないヒトの脳は20代後半くらいまで時間をかけてゆっくと成長します。しかし、1歳で大人の脳の約70%、4歳で95%まで成長してしまいます。この乳幼児期に、親や養育者といった身近な存在から適切なケアと愛情を受けることが脳の健全な発達には必要不可欠なのです。

この時期に極度のストレスを感じると子どものデリケートな脳は、その苦しみに何とか適応しようとして自ら変形してしまうのです。その結果、脳の機能にも影響が及び、子どもの正常な発達が損なわれ、生涯に渡って影響を及ぼします。

大人が子どものためと思ってした行為であろうがなかろうが、行為が軽かろうが弱かろうが傷つける意思があろうがなかろうが、子どもに目立った傷や精神疾患が見られなくとも子どもが傷つく行為はマルトリートメントという「不適切な養育」にあたると言っています。

そして、このマルトリートメントがなくなってもうつ病、アルコールや薬物依存、自殺企図、心的外傷後ストレス障害、統合失調症発症などといったトラブルとなって現れ、子どもだけでなく家族も苦しみます。

そして、マルトリートメントをなくすことは医療費の削減にもなると言っています。なので、我々大人はマルトリートメントをしてしまったらその行為を認め、改める必要があります。

その上で、先生は、最近の脳科学研究で「脳の傷はいやされる」といった事例が多く報告されていますとし、大人の脳でも希望があるので、日々成長し続ける子どもの場合、大切なのは早期の対応。一日も早く適切な治療を施すことで回復のスピードも変わります。マルトリートメントの被害にあってきた子どもをケアするには、まずは、その子の安心・安全を確保することです。と、私たちに教えてくれています。

私は、以前から虐待や体罰については質問させて頂きましたが、人の一生に大きな影響を及ぼすという視点で、市にはより手厚く取り組んで頂きたいとの思いを強め、多摩市子ども・子育て支援事業計画が第2期となり、条例制定や子育て世代包括支援センターも視野に入ってきたこの時期に合わせ、質問させて頂きます。

- (1) 子どもの権利を守る上でも、又、市民の暮らしを支える職員にとっても仕事し易い環境を構築する組織、体制は重要と考えます。
まず、組織について伺います。

- ① 子ども・子育て支援法を根拠法とし、2015年から2019年、多摩市子ども・子育て支援事業計画「かがやけ！子ども・子育て・わくわくプラン」を基に子どもの事業に子ども青少年部ワンチームとなって成果もあげてきたと思います。

しかし、今回、策定された、第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画は「(仮称)多摩市子ども・子育て・若者プラン」としています。

項目別質問内容

ここに、若者を位置付けたわけですが、内容的には子ども施策の充実、ボリュームを考えると、若者へのアプローチは少ないと感じます。一方で今後も、虐待対応を含め、子ども期を厚く充実させる体制はいつそう重要と考えます。そう考えると、今の「子ども青少年部」という一つの部に39歳までであっても、人が生まれ成長し成人し社会に出たり親になったりもするまでを収めるでいいのかと思うところです。ご見解を伺います。

- ② 社会の課題も大きく変化する中、市はその変化に対応した組織にし、人やお金をつけることが大切なのではないでしょうか？

市は、次年度から、枠組みとして虐待についてポピュレーションアプローチも重要とし、子育て世代包括支援センターを考えていると思います。そして、このような中、子どもの権利を守る条例が制定されるのであれば、健康福祉部の発達支援や母子保健も含めた、様々な全ての子どもが包括される子ども部のような組織枠が必要と思うところです。ご見解を伺います。

- ③ 一方、今、健康福祉常任委員会は、大人のひきこもりを大きなテーマとしています。ひきこもりについては、喫緊の課題でありながら、テーマの受け皿が今の市の組織にあるように思えません。ご見解を伺います。

- ④ 支援が必要な若者世代である39歳までだけでなく、40代、50代までも含む、大人世代への支援は、ひきこもり支援だけでも大変な支援が必要です。その上、就労支援、住宅支援など、一つの課で出来ることではないと感じます。子ども青少年部でくくるのではなく、子ども期と切り分け、大人世代に対応した新たな部が必要ではないでしょうか？ご見解を伺います。

(2) さて、前回、私は、子どもの条例について支援条例ではなく権利条例であるべきと訴えさせて頂きました。今回、虐待防止の視点でお聞きします。

- ① 子ども・若者に関する施策懇談会の第6回の会議録に「出来れば年度内には、子育て・若者支援推進本部会議で市としてどのように取り組んでいくのか、条例を制定した方がいいのかを検討し決定しようと思います。」とありますが、庁内の条例についての進捗状況を伺います。

- ② 子どもたちには、何か嫌なことや困ったことがあったら是非、話して欲しいと思うところです。

しかし、「若者を対象とした子ども期の家庭における体罰等の実態・意識調査報告書—子ども・若者側からみた体罰等の問題」2019年 公益財団法人日本生命財団委託研究が出したデータから「家庭の体罰を相談したか？」の問いに相談しないことが安全だと、とても感じる、やや感じるを合わせると90%近くとなります。この実態からも、子どもは、大人

項目別質問内容

を信じ、あきらめないでSOSを出すのにどれだけ大きな壁があることかと思うところです。

子どもの権利を守る条例を制定するなら、子どもたちがここになら相談しても大丈夫、自分は大事にされる、と思ってもらえるような子どもオンブズマンとなる第三者による子ども権利擁護機関の設置、周知は重要です。ご見解を伺います。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019（令和元）年11月21日

多摩市議会議員 しのづか 元

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 多摩ニュータウン再生について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年11月21日	No.8
	午前11時00分	

項目別質問内容

1 多摩ニュータウン再生について

先の第三回定例会の一般質問に引き続き、多摩ニュータウン再生についての取り組みの方向性と個別の課題についてお伺いいたします。

前回の質問では、多摩ニュータウン再生の具体的な手段としての、種地を活用した都営、URなどの公的賃貸住宅の連鎖的な都市再生とそれらを進めるうえでの住民との合意形成の重要性。南多摩尾根幹線の整備と時間軸を連動した沿道土地利用についてなどを確認いたしました。

今回は、前回の質問で再質問できなかった、シェア居住、近隣センターの再生を含め、先日の第2回多摩市ニュータウン再生推進会議で示された「多摩ニュータウン再生の道しるべ（仮称）全体計画[素案]」を踏まえて新たな課題について以下質問いたします。

- (1) 先日、西永山福祉施設がオープンいたしました。これにより旧西永山中学校跡地は、都営住宅、西永山福祉施設、特別養護老人ホームという新たな形に生まれ変わりました。このように、今後の公的賃貸住宅の建て替えにおいても高齢者、障がい者の住まいや子育て支援施設の整備を積極的に図っていくべきと考えます。ニュータウン再生における福祉施設、住宅の整備についての見解をお伺いいたします。
- (2) UR、都営に限らず賃貸住宅の建て替えにおける大きなハードルは家賃の高騰です。特に、高齢化を迎えている多摩ニュータウンの現状ではこのことがネックになって住民との合意形成がなかなか進まないことが懸念されます。市としては何か支援策のようなものをお考えなのかお答えください。
- (3) 全体計画[素案]のニュータウン全体の将来都市構造では、産業の集積や雇用の創出という視点があまり感じられません。都心のベッドタウン、住宅都市として発展してきた多摩ニュータウンの再生にあたっては、住み、学び、働ける都市としての将来都市構造を示すべきと考えますがいかがですか。
- (4) シェア居住について、前回の質問では具体的な事例として、UR、多摩大学と協定を締結して行った、聖ヶ丘団地での取り組みを紹介されましたが、その取り組みの成果として何が得られたのかお答えください。また、シェア居住については、空き家対策や独居の高齢者対策として

項目別質問内容

の展開も考えられると思いますが、このことについても見解をお伺いいたします。

- (5) 多摩ニュータウン再生における重要なポイントはバリアの解消です。多摩丘陵の谷戸を利用して開発された多摩ニュータウンは車道との段差が高齢者や障がい者にとっては大きなバリアとなっていて、バス停に行くにも大変な状況が見受けられます。そこで、今後の近隣センターの再生にあたってはこの車道との段差解消も視野に入れエレベーターを設置するなどの方策が考えられますが、見解をお伺いいたします。
- (6) 前回の質問でも指摘いたしましたが、今回の全体計画[素案]や個別計画である諏訪・永山まちづくり計画を見ても時間軸であるロードマップが示されていません。多摩ニュータウン再生方針の中でも「都営住宅建て替え・尾根幹線沿道・駅拠点再構築について、各プロジェクトをロードマップ上で、並列に関連付けて示す」とされています。社会情勢の変化によって多少のずれは生じると思いますが、PDCAサイクルで進行管理をしていく必要性について見解をお伺いいたします。

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年 11 月 21 日

多摩市議会議員 松田 だいすけ

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 多摩市公共交通ネットワークについて
- 2 東京都下におけるシェアサイクルと Uber Eats（ウーバーイーツ）のエリア拡大について
- 3 自治体の事故救済制度について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年 11 月 21 日	No. 9
	午前 5 時 28 分	

項目別質問内容

1 多摩市公共交通ネットワークについて

多摩市では交通施策を総合的・計画的に進めていくことを目的に、地域公共交通網形成計画にあたる「多摩市交通マスタープラン（改定版）」を平成30年3月に策定しました。多摩市交通マスタープランでは、「多摩市のまちづくりを支える市内公共交通網の再構築」を達成するための事業計画として、重点事業「市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消」を挙げており、また年内に策定する『多摩市地域公共交通再編実施計画』は、この「市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消」を実行するための具体的な計画としています。

市内において、いわゆる交通不便地域と言われる地域が存在するものの、実際には近隣市と比べてみても、より路線バス網は市内全域に張り巡らされ、京王電鉄バスと神奈川中央交通の2事業者で73系統を運行し、「多摩市ミニバス」の運行は4系統で実施しています。市内にはタクシー事業者（営業所）が3社あり、車両数は、231台。

鉄道は、新宿や八王子、橋本方面などの東西方向に向かう、京王線、京王相模原線、小田急多摩線のほか、立川方面と連絡する多摩都市モノレールの4路線7駅が存在し、1日あたりの乗降客数は、約34万人となっています。市内駅の乗降客数の内、約50%は多摩センター駅（多摩都市モノレール、京王相模原線、小田急多摩線）を利用し、平成21年から平成28年にかけては、乗降客数はほぼ横ばいで、平成21年では約32万人、平成28年では約34万人となっています。

しかしながら依然として少なからず存在する交通不便地域の解消に取り組むべくバス、タクシー等における実証実験、自動運転技術による実証実験にもここ数年取り組んできました。実証実験の結果については議会にも報告があり、議場でも質問の中でいくつかのやり取りがありました。データが出てきた中で計画策定及び課題解消に向けての有効的な戦略も見えてきた部分もあったかと思えます。

それらをふまえ以下質問します。

- (1) 現在素案の出ている公共交通再編実施計画が年内に策定される予定だが、ワークショップや、交通事業者との協議等、今まで行ってきた内容や現在の進捗状況、今後議会に報告する予定などを伺う。
- (2) 各種の実証実験やワークショップなどで各地域から色々と意見が出たと思うが主にどのような内容のものがあったか伺う。

項目別質問内容

- (3) 現状、市内の交通不便地域と言われる地域について、地域によって不便の内容や課題は違うと思うが、現在の検討段階ではどのような交通モードが検討にあがっているか伺う。
- (4) 交通事業者も乗務員の高齢化などによる人員不足などの課題を抱えているという話を昨今多く聞いている。現状どのような状況なのか。また、2月に実証実験を実施した自動運転技術などは再編実施計画に盛り込む予定か伺う。
- (5) 多摩都市モノレールの延伸について、かなりの年月が経っている。当初予定していた多摩センター～町田、多摩センター～八王子、上北台～箱根ヶ崎の延伸計画の進捗はどうか伺う。

2 東京都下におけるシェアサイクルと Uber Eats (ウーバーイーツ) のエリア拡大について

東京 23 区では観光や交通手段の一つとなりつつあるシェアサイクル（自転車シェアリング）ですが、近隣市である国立市、府中市、稲城市にエリアが拡大されつつあります。例をあげると隣の稲城市では現在 21 か所のステーションがあり、自動車、電車、バスなどの補完の交通機関としても機能し始めているそうです（これら多摩地域の自治体では『のりすけ』という同じ媒体を使い近隣市にも気軽に乗り捨てが可能）。

また、アプリを使って対応している飲食店に出前を注文できる Uber Eats (ウーバーイーツ) もエリア拡大をしてきており、人気レストランの料理や、それ以外でもスターバックス・吉野家・ピザハットなどの配達の種類も増やしている。特にエリアに関しては 2019 年 7 月 30 日から武蔵野市・調布市・三鷹市・狛江市・西東京市・小金井市・府中市で利用できるようになり、2019 年 11 月 1 日から立川市・日野市・国分寺市・国立市・小平市・東村山市・東久留米市で利用できるようになりました。

現在シェアサイクルと Uber Eats (ウーバーイーツ) は配達員の交通手段、輸送手段として密接にかかわっており、特に通称『赤チャリ』といわれるシェアサイクルが Uber Eats (ウーバーイーツ) の御用達となっているそうです。

これらについて以下質問します。

項目別質問内容

- (1) 多摩市内において1か所稼働中のシェアサイクルの利用状況について伺います。
- (2) 稲城市ではシェアサイクルのステーション21か所のうち9割が公共施設や公園等に設置されていますが、多摩市で事業者からアプローチはどれほどあったか、また、あった場合どう対応したか伺う。
- (3) 多摩市内の飲食店等でUber Eats（ウーバーイーツ）の導入について何か動向を把握しているか伺う。

3 自治体の事故救済制度について

以前一般質問で大和市における、認知症による徘徊のおそれのある高齢者などを被保険者とし、踏切事故などにより第三者に損害を負わせてしまった際などに、保険で最大3億円を補償する「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」（被保険者による自己負担なし）市による賠償責任保険の予算化について質問をさせていただきました。

先日、某新聞に「認知症の人が外出先でトラブル、39自治体が保険で救済」また、同日に「他人の自転車壊した。認知症事故の賠償救済に市民歓迎」という記事が掲載されていました。踏切事故だけでなく、『他人の自転車を壊した』、『店舗を汚してしまった』、『ガラス扉を壊した』などで39自治体のうちの神戸市ではすでに3件の支給実績があるということです。

1年前は大和市、大府市の2市での取り組みが、現在39自治体が行っている状況ですが、いよいよ高齢化が進み超高齢社会の多摩市での自己救済制度についてのご見解を伺います。

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年11月21日

多摩市議会議員 しらた 満

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 自然災害から生命を守る

2 多摩市公共施設等総合管理計画について

3 東京2020オリンピック・パラリンピックと学校教育の在り方
について

4 中学生「東京駅伝」大会の成果と課題

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年11月21日	No.10
	午前11時47分	

項目別質問内容

1 自然災害から生命を守る
2016年8月22日 台風第9号は、1時間最大57mmの降雨量で市政始まって以来、初めて避難勧告を発令しました。2017年10月22日 台風第21号は避難準備・高齢者等避難開始を発令。2018年は、逆走台風と異例のコースを進んだ台風でありました。そして2019年、強風台風第15号、大雨台風第19号が猛威を振るい多摩市でも避難指示（緊急）が発令されました。
多摩市も今回の台風による被害を受けた事を通し以下質問いたします
(1) 来年、同等もしくはそれ以上の台風・地震等が起きた場合、今からしなくてはならない対策は何か
(2) 多摩市の土砂災害ハザードマップはいつ完成するのか
(3) 小河内ダムと多摩川の流量はどのように把握しているのか
(4) 今回、大栗川の東寺方排水ポンプの作動が遅れた原因は何か、この責任はどのようにとるのか
(5) 災害ゴミの受け入れ等はどのように考えているのか
2 多摩市公共施設等総合管理計画について
(1) 多摩市役所庁舎の2029年度までの建替えスケジュール
(2) パルテノン多摩の大規模改修後のマネージメントと将来費用
(3) 図書館本館の耐用年数とZEB Readyの取組み状況
3 東京2020オリンピック・パラリンピックと学校教育の在り方について
(1) 多摩市のオリンピック・パラリンピック教育の現状と課題
(2) 観戦の安全対策
4 中学生「東京駅伝」大会の成果と課題
東京都の趣旨は中学校期における健康増進・持久力等の体力向上、公正・協力等の態度育成、精神力の向上に資する為の区市町村対抗の大会とあります
(1) 2010年3月に第一回が開始されました、その後の体力向上と成果について
(2) 教員の負担軽減について
資料要求欄 （資料要求がある場合は、以下に記入してください）
①パルテノン多摩の今までの維持管理費と修繕費
②東京駅伝の今までのリザルト

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019年11月21日

多摩市議会議員 板橋 茂

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 介護保険制度のさらなる改悪を前に、市民の介護を守る立場から
- 2 高齢者の聞こえの支援・補聴器の市独自の補助制度を求める

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年11月21日	No. 11
	午前6時35分	

1 介護保険制度のさらなる改悪を前に、市民の介護を守る立場から

社会保障審議会の介護保険部会では2021年度からの「第8期介護保険事業（支援）計画」に向けた議論が進んでいます。介護保険制度は3年ごとの見直しが行われ改悪に次ぐ改悪が行われてきました。介護保険料も3年ごとの値上げが行わるなかで自治体間の保険料の格差が大きく広がっています。今回も、厚労省が介護保険部会に示した検討項目には、介護保険サービスを使うことを抑え込む仕組みづくりや、利用者が負担する費用をさらに重くする内容が数多く盛り込まれました。その一つが、要介護1、2の「軽度者」が利用する生活援助サービスを、介護保険給付の対象から除外するというものです。「軽度者」をめぐっては、すでに要支援1、2の訪問・通所介護が2014年の介護保険法改悪で保険給付から外され、市区町村の裁量で行なわれる「総合事業」に移されました。しかし、総合事業は自治体によってサービスの内容や担い手の確保などで格差があり、全ての利用者に同じサービスが保障されるかどうか、大きな不安を残しているのが実態です。そうした中、新たに要介護1、2まで保険給付の対象から外すというのは極めて乱暴です。保険給付費を圧縮したい財務省などは、「軽度者」は「小さなリスク」であり、「自立で対応」することを求めますが、実態を見ない主張です。認知症などは、専門家が初期段階で微妙な状態の変化に気付き、早期に対応してこそ進行を抑えることも可能です。それには早い時点で、公的介護の仕組みに基づく支援が欠かせません。「軽度者」対応を軽視するやり方は、介護状態を悪化させる高齢者を増大させ、かえって給付を膨張させる結果になるのではないのでしょうか。だいたい、高い保険料を払い続けて来た人が、要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付に基づくサービスが使えないというのは、「保険」という仕組みの在り方の根幹にかかわる大問題です。

厚労省が、原則1割の介護利用料負担をめぐり、2、3割負担になる人をふやすことを検討項目に挙げたことも重大です。現在も、一定所得以上が2、3割負担にされる中、必要なサービスを削ったり、介護施設から退所したりする人が少なくないといえます。2割以上負担が「原則化」されるようなことになれば、経済的負担に耐えられない人が介護サービスから締め出される事態を続発させることになりかねません。

厚労省はケアプラン作成の際の利用者負担の導入も狙っていました。介護保険利用の出発点であるケアプラン作成の有料化は利用抑制の加速を決定的にするものです。大きな批判が出るなか厚労省は11月19日、「ケアプランの有料化は介護保険制度の改正案には盛り込まず、先送りする

方向で調整する」ことになったようです。しかし、先送りでの調整です。財務省は有料化を求めています。

介護に直接たずさわる自治体から、改悪にストップをかける声を上げていくことは大きな力になります。市民の暮らし・介護を守るためにも、政府にしっかりと声を上げていただきたい。さらに、こうした中だからこそ、市としてできる「安心介護の取組」が求められます。そうした立場から以下質問及び提案を行います。

- (1) 社会保障審議会の介護保険部会で2021年度改定に向けた議論が行われていますが、その改定案について市としての見解をお聞かせください。
- (2) ケアプランの有料化は今のところ先送りのようですが、あくまで先送りです。もしそれが実施されることになった場合、どのような事態が考えられるのか、利用者の立場、保険者としての市の立場などに立ってお聞かせください。
- (3) 地域包括支援センターの業務から介護予防支援業務（予防ケアプラン）を外すことについての検討も行われているようですが、地域包括支援センターが本来の仕事をしっかり進めるうえでは外すべきだと考えますがいかがですか。
- (4) 高齢者の介護・福祉の総合窓口にふさわしい地域包括支援センターとするためにも、まずは市民の身近な場所への開設、地域再編、職員の増員、さらに「見守り」「認知症」「介護相談」の機能も併設させてこそ総合窓口と言えます。市の見解をお聞かせください。
- (5) 10月から始まった「介護職員等特定処遇改善加算」についての市内事業所の取組状況についてお聞かせください。

2 高齢者の聞こえの支援・補聴器の市独自の補助制度を求める

高齢者にとって難聴は身近な問題です。認知症の一つの要因とも言われています。2017年の国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員会が、「認知症の約35%は予防可能な9つの要因により起こることが考えられる、その中では、難聴（9%）が最大の危険因子である」と発表しました。9つの予防可能なリスクは糖尿病や高血圧、社会的孤立、うつなどです。なかでも難聴は（予防可能な）最も大きいリスク要因とされています。ヨーロッパの多くの国では補聴器購入の公的補助制度があるため個人負担がないか、少ない負担となっています。日本では国の公的補助の対象は障がい者手帳のある高度・重度難聴者に限られています。各地で中等度難聴者を含む加齢性難聴者を対象にした公的補助を求める声が広がる中、独自の補助制度を持つ自治体も増えてきました。急速な高

齢社会を迎える多摩市にとっても、国への働きかけと共に、独自の補助制度を実施すべき時です。そこで以下質問します。

- (1) 市内における加齢性難聴者の現状についてお聞かせください。
- (2) 日本の難聴者の補聴器所有率は14%であり、欧米各国の半分にも満たないと言われています。補聴器を所有しない理由の一つは価格が高いことです。WHO世界保健機関の基準では両耳で41デシベル以上は補聴器を使用すべきとしています。これは、このレベルを放置しておくとともにさらに認識できない音が増えてしまい難聴が悪化するためです。加齢性難聴者への取組と今後の支援についての方針をお聞きします。
- (3) 日本共産党都議団による本年6月の都議会本会議での一般質問で、都は「独自の基準を設け、低所得の高齢者等に対して補聴器の支給等を行っている区市町村を、都は包括補助で支援しており、引き続き、聞こえの支援など、区市町村の取り組みを支援してまいります。」と答えています。国や都の支援策をさらに充実させる取り組みと共に、市独自の補助制度を求めます。

【資料要求】

- ① 2021年介護保険制度改定案の主な内容を項目別に
- ② 「介護職員等特定処遇改善加算」についての進捗状況
- ③ 各地域包括支援センターの年間活動報告（月別）
- ④ 市内65歳以上の加齢性難聴者の実態及び補聴器所有者数
- ⑤ 独自の補助制度を持っている自治体とその内容